

# 児童発達支援サービス 料金表

単位：円/日

障害給付費対象分		
費目	金額	
①	障害児通所給付費 (日単位)	8,390
障害給付費加算対象分		
②	児童指導員等加配加算 (I) (日単位)	2,090
③	児童指導員等加配加算 (II) (日単位)	910
④	福祉専門職員配置等加算 (I) (日単位)	150
⑤	送迎加算※ (片道)	540
⑥	介護職員処遇改善加算 (I) (月単位)	所定単位数に加算率(8.1%)を乗じた単位数
(①+②+③+④+⑤) + ⑥ = (イ)		11,972 + ⑥
(イ) × 10/100 = (ロ)		1,197 + ⑥
欠席時対応加算※		940
※欠席時対応加算は、利用する障害児が急病等により利用を中止した際に、連絡調整や相談支援を行った場合に、月4回まで加算します。 尚、利用当日から数えて3日以内の連絡はキャンセルの加算がありますが、3日前までに連絡すればキャンセルの加算はありません。		
障害給付費対象外分		
⑦	おやつ代 (1回単位)	120
⑧	食事代※ (1回単位)	400
⑨	車両協力費 (I) ※ (片道)	100
⑩	車両協力費 (II) ※ (片道)	1 kmあたり 20
⑪	その他の料金※	実費
(⑦) + ⑧ + ⑨ + ⑩ + ⑪ = (ハ)		
自己負担合計 = (ロ) + (ハ)		

※⑤送迎加算は、[施設からご自宅・乗降場所などへの送迎] に生じます。

※⑧食事代は、食事をした場合に生じます。

※⑨車両協力費 (I) は、自宅・乗降場所などへの送迎 (送迎加算が生じる場合) の際に生じる費用です。

※⑩車両協力費 (II) は、送迎可能範囲 (事業所から20km圏内) を超えて自宅・乗降場所などへの送迎の際、20km超過分の1kmごとに生じる費用です。



H30.4.1 現在

※所定単位数とは、基本サービス費に各種加算減算を加えた総数単位のことです。

※なお、上記加算につきましては、変動する場合があります。

※⑪その他の自己負担分として、下記に記載したものがあります。

障害福祉サービスの自己負担「本紙表面の（ロ）の金額」は、所得に応じた負担上限額が設定されております。負担上限額については、各通所受給者証（児童発達支援）をご確認ください。上限額以上の費用負担は、生じません。

障害給付費対象外サービス	実費料金
①外食などの飲食代	実費相当額
②洗濯代	100円/回
③入浴代（光熱費）	200円/回
④オムツ代	120円（1枚あたり）
⑤尿パット代	35円（1枚あたり）
⑥日用品費	実費相当額
⑦保健衛生費	実費相当額
⑧行事参加費	実費相当額
⑨写真代	実費相当額
⑩創作活動に係る費用	実費相当額
⑪嗜好品費	実費相当額
⑫コピー代	20円（1枚あたり）
⑬サービス提供証明書発行	200円（1枚あたり）

※児童発達支援をご利用の児童の送迎可能範囲は、施設から20km圏内とします。但し、特段の配慮が必要な場合には別途協議し、送迎を行う場合があります。また、自宅以外の送迎については別途協議し、乗降場所を設けます。